

証券取引約款(個人のお客さま用)

新旧対照表

新	旧
<p>(証券総合取引) 第4条 (現行どおり)</p> <p>2 証券総合取引をお申込みの際、第(1)号のお申込みを同時に行っていただくものとします。<u>第(2)号、第(3)号および第(4)号のお申込みについては、お客さまからの特段のお申し出がない限り、同時に行っていただくものとします。</u></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(2)「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」および「オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定」に定める「オンライントレード・テレフォントレード」の利用</u></p> <p><u>(3)「オンライントレード電子交付サービス利用規定」に定める「オンライントレード電子交付サービス」の利用</u></p> <p><u>(4)「オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定」に定める「オンライントレード報告書等電子交付サービス」の利用</u></p> <p>3~8 (現行どおり)</p> <p>(取引報告書) 第14条 当社にご注文いただいた有価証券等の売買等の取引が成立したとき、またはその他法令に定めるときは、金商法第 37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、取引報告書(契約締結時等交付書面)をお客さまに交付します(郵送または法令に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下取引残高報告書についても同様です)。</p> <p style="text-align: right;">2026年6月</p>	<p>(証券総合取引) 第4条 (省略)</p> <p>2 証券総合取引をお申込みの際、第(1)号のお申込みは同時に行っていただくものとします。また、<u>第(2)号および第(3)号については、当社の定める方法によりお申込みいただきます。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(2)三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款に定める「三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード」の利用</u></p> <p><u>(3)「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」および「オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定」に定める「オンライントレード・テレフォントレード」の利用</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>3~8 (省略)</p> <p>(取引報告書) 第14条 当社にご注文いただいた有価証券等の売買等の取引が成立したとき、またはその他法令に定めるときは、金商法第 37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、取引報告書(契約締結時交付書面)をお客さまに交付します(郵送または法令に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下取引残高報告書についても同様です)。</p> <p style="text-align: right;">2025年6月</p>

外国証券取引口座約款(個人のお客さま用)

新	旧
<p>(配当等の処理) 第7条</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理) 第8条</p> <p>(3)寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者に支払うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(5)第1号①、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①ならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理するものとし、<u>同条第8項の規定はその支払いについて準用</u>します。</p> <p>(諸料金等) 第20条</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>(配当等の処理) 第7条</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追 加)</u></p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理) 第8条</p> <p>(3)寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(5)第1号①、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①ならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理します。</p> <p>(諸料金等) 第20条</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

(3)外国株預託証券の保管の委託については、発行者または預託機関がその維持管理に要する費用等を所有者の負担とする場合、当社は当該費用等を申込者に請求することがあります。

(取引残高報告書の交付)

第 23 条

(省 略)

4 当社は、前各項の規定にかかわらず、申込者が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の申込者とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)である場合であって、当該申込者からの前各項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含む。以下本項において同じ。))に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(免責事項)

第 30 条 (省 略)

(4)前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法により申込者本人であると判断したうえで、申出事項に応じたことにより生じた損害

付則(2026年6月)

1 第7条第8項を新設し、令和12年10月1日より施行します。

8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した

(3)外国株預託証券の保管の委託については、発行者または預託機関がその維持管理に要する費用等を所有者の負担とする場合、当社は当該費用等をお客さまに請求することがあります。

(取引残高報告書の交付)

第 23 条

(省 略)

4 当社は、前各項の規定にかかわらず、申込者が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)である場合であって、当該申込者からの前各項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含む。以下本項において同じ。))に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(免責事項)

第 30 条 (省 略)

(4)前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法によりお客さま本人であると判断したうえで、申出事項に応じたことにより生じた損害

(追 加)

<p><u>日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p> <p>2 <u>第8条第5号における以下の下線部の改定は、令和12年10月1日より施行します。</u></p> <p><u>第1号①、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①ならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u></p> <p>3 <u>前各項の規定は、同施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(第8条第5号において準用する場合にあっては、同条第1号①、第2号および第3号により売却処分した代金)についても適用します。</u></p> <p>2026年6月</p>	<p>2025年6月</p>
--	----------------

以上